

令和3年7月27日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件
(うち石油給湯機付ふろがま1件)

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 1件
(うち扇風機(充電式)1件)

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 8件
(うちバッテリー(リチウムイオン、スマートフォン用)1件、
エアコン(室外機)2件、携帯型電気冷温庫1件、プリンター1件、
電気ストーブ(カーボンヒーター)1件、洗剤1件、
収納家具(吊り戸棚)1件)

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当: 加藤、鈴木、笹島

電話: 03(3507)9204(直通)

FAX: 03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100286	令和3年7月12日	令和3年7月21日	石油給湯機付ふろがま	OTQ-415AY	株式会社ノーリツ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	茨城県	製造から15年以上経過した製品

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100281	令和3年5月28日	令和3年7月19日	扇風機(充電式)	BCF-001	株式会社長輝LITET EC (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	大阪府	令和3年6月17日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年5月28日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して厳重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100278	令和3年7月1日	令和3年7月19日	バッテリー(リチウムイオン、スマートフォン用)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	静岡県	
A202100279	令和3年6月13日	令和3年7月19日	エアコン(室外機)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和3年7月1日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年7月13日
A202100280	令和3年7月8日	令和3年7月19日	エアコン(室外機)	火災	異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	製造から10年以上経過した製品 令和3年7月21日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202100282	令和3年7月5日	令和3年7月19日	携帯型電気冷温庫	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	
A202100283	令和3年7月10日	令和3年7月20日	プリンター	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	
A202100284	令和3年2月1日	令和3年7月20日	電気ストーブ(カーボンヒーター)	重傷1名	当該製品を使用中、左足に火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	令和3年6月17日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年7月13日
A202100285	令和3年5月16日	令和3年7月20日	洗剤	重傷1名	当該製品のレバーを操作後、当該製品のスプレー先端をのぞいたところ、内容物が飛散し、右目を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年7月8日
A202100287	令和3年4月6日	令和3年7月21日	収納家具(吊り戸棚)	重傷1名	当該製品の扉が落下し、膝を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年6月2日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

扇風機（充電式）（管理番号：A202100281）

